

登録番号	第3050号	第3050号	雨宮 正典
作成日	2024/8/10	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表7 出航中止基準及び帰航基準

	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。（該当に○）															
	(○) 単独の判断	() 団体による判断														
出航中止基準	出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。 ・海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中 ・出航地の波高<table><tr><td>3</td><td>m以上</td></tr><tr><td>10</td><td>m以上</td></tr><tr><td>500</td><td>m未満</td></tr></table> ・出航地の風速 ・出航地の視程 ・落雷のおそれがあるとき ・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき ・その他 ()	3	m以上	10	m以上	500	m未満	出航中止の判断は、以下のとおり行います。 ①出航中止を判断する団体名 <table><tr><td colspan="2"></td></tr></table> ②上記団体の代表者、連絡先 <table><tr><td>代表者</td><td></td></tr><tr><td>連絡先</td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr></table> ③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号 別紙1のとおり ④出航中止の判断の方法 別紙2のとおり			代表者		連絡先			
3	m以上															
10	m以上															
500	m未満															
代表者																
連絡先																
帰航基準	案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。 ・海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令 ・利用者に急病人やケガ人が出たとき ・漁場における波高<table><tr><td>2</td><td>m以上</td></tr><tr><td>10</td><td>m以上</td></tr><tr><td>500</td><td>m未満</td></tr></table> ・漁場における風速 ・漁場における視程 ・落雷のおそれがあるとき ・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき ・その他（ 遊漁船の設備等が故障した場合)		2	m以上	10	m以上	500	m未満								
2	m以上															
10	m以上															
500	m未満															